

職員の人事記録に関する規則及び京都市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月26日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第7号

職員の人事記録に関する規則及び京都市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(職員の人事記録に関する規則の一部改正)

第1条 職員の人事記録に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「第5条の規定により」を削り、「人事異動通知書」を「辞令」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

別記第1、別記第2及び別記第2附表を削る。

(京都市職員の定年等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(勤務延長等の通知)」に改め、同条各号列記以外の部分中「の各号の一」を削り、「該当する」を「掲げる」に、「人事異動通知書(職員の人事記録に関する規則第5条に規定するものをいう。)を交付しなければ」を「書面で通知しなければ」に改め、同条第2号中「勤務延長」を「条例第4条第2項の規定により勤務延長」に改め、同条第3号中「勤務延長」を「条例第4条第4項の規定により勤務延長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)